

発議第3号

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部改正について

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部改正を会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭  
車 戸 明 良  
榎 隆 司  
石 原 正 裕

提案理由

140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関することを加えることに伴い改正しようとする。

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部改正

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項（昭和39年高山市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6)・(7)（略）</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 1件140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるときを含む。）。</u></p> <p>(7)・(8)（略）</p>

附 則

この一部改正は、令和4年4月1日から実施する。